

第12章 廃土などの堆積場建設と脱水ケーキなどの処理

12.1 堆積場の建設基準

12.1.1 堆積場の概要

(1) 目的と概要

岩石採取にともなって発生する廃土や廃石および砕石プラントから生じる石紛を主とする脱水ケーキなど（以下、「廃土など」とする）を、採石場内で堆積して保管・管理する場所を集積場（堆積場）といい、採石法および鉱山保安法の関連規則では集積場を認可施設と定めている¹⁾。なお、経済産業省による「表土堆積場建設基準および解説」²⁾（以下、「建設基準書」という）では、集積場の基準として「堆積物の高さが15m以上のもの」としている。これまで、「集積場」と「堆積場」の用語が混在して用いられてきたが、平成16年

の経済産業省の省令³⁾によって、鉱業分野の法律用語は「集積場」に統一された。ただし、採石場に関しては従来通り「堆積場」となっているため、本章では「堆積場」を用いる。

採取計画の認可にあたっては、計画書の中に廃土などの堆積方法について、集積場の建設基準に見合う計画を記さねばならない。

(2) 堆積場の基本構造

図12.1.1に、堆積場の基本的な構造および主な施設を示す。

断面図のように、採石場内の緩やかな傾斜面に廃土などを積み重ねたものを堆積土という。堆積場内の最も低部の地盤から、堆積土の頂部までを堆積土の高さ（ H ）という。また、堆積土の最大の厚みを堆積土の最大鉛直高さ（ H' ）という。斜面下部では、堆積

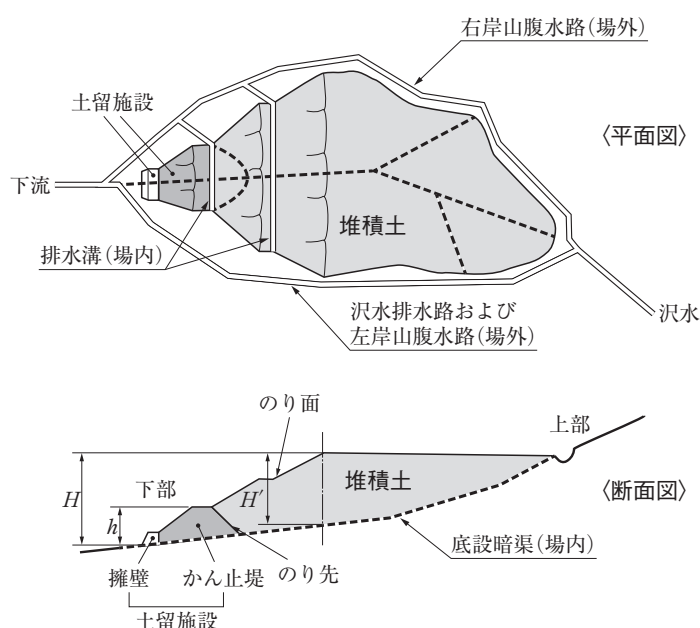


図12.1.1 堆積場の基本構造



図14.6.3 地形情報リアルタイム測量システムの例

p.552

第14章 緑化・景観